

公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会 要約筆記者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「札幌市要約筆記者派遣事業実施要綱」(以下「札幌市要綱」という。)の第8条に定める派遣対象者以外の団体(以下「依頼者」という。)から要約筆記者の派遣申請があった場合に、要約筆記者を派遣し、要約筆記通訳業務(以下「業務」という。)を行うために必要な事項を定め、札幌市の要綱を補完し、本業務をもって聴覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会(以下「協会」という。)とする。

(要約筆記者)

第3条 本要綱でいう要約筆記者は、札幌市要約筆記者のうち、協会の「要約筆記者名簿」への登録を承諾した者とする。

(依頼者)

第4条 本要綱の適用を受ける要約筆記者の依頼者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1)行政
- (2)企業
- (3)司法機関
- (4)団体
- (5)その他協会が適当と認めた者

(派遣申請)

第5条 依頼者が要約筆記者の派遣を必要とするときは、原則として派遣希望日の1週間前までに、「要約筆記者派遣申請書(様式1)」により協会に申請するものとする。

(派遣の対象事項)

第6条 原則として別表1のとおりとする。

- 2 宗教(冠婚葬祭を除く)、政治、営利目的に係るもの、通年かつ長期にわたるもの、社会通念上適当ではないもの、その他協会が不適当と認めたもの等は原則対象事項としない。

(派遣の決定)

第7条 協会は、前条による派遣申請書を受理した場合は、これを審査のうえ派遣の適否を決定し「要約筆記者派遣決定通知書(様式2)」により、依頼者に通知するものとする。

- 2 協会は、派遣について、必要に応じて条件を附することができる。

(派遣時間)

第8条 派遣料の請求対象となる業務の時間は、次の各号に掲げるものを含む

- (1) 派遣現場での事前打合せや会場準備に要する時間
- (2) 業務中の待機時間と休憩時間
- (3) 業務実施日以外に行う事前打合せに要する時間

2 要約筆記者の派遣現場までにかかる往復移動時間は、業務時間に含まない。

(派遣人数)

第9条 要約筆記者の派遣人数は依頼時間、内容に応じて依頼者と協議のうえ、協会が適正に調整する。

(派遣の拒否)

第10条 協会は依頼の内容が、次の各号に該当する場合には依頼を拒むことができる。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 要約筆記者が赴くことができない日程や時間及び場所が指定されているもの
- (3) 要約筆記者に危害が及ぶおそれのあるもの
- (4) 依頼者に派遣料を支払う意思がないこと又は払えないことが明らかなもの
- (5) その他協会が不相当と認めたもの

(業務にあたる配慮)

第11条 協会は依頼者に、依頼内容に関する資料等を請求することができる。ただし、依頼者は正当な事由がある場合には提供を拒むことができる。

- 2 依頼者は協会の助言に従い、要約筆記の円滑な実施に必要な処置を施さねばならない。
- 3 前2項の提供及び処置に要した費用は依頼者の負担とする。

(契約)

第12条 依頼者と協会は、内容、派遣料・交通費等の経費について双方の同意をもって契約の代わりとする。

(派遣料、経費等)

第13条 派遣した要約筆記者の派遣料、交通費及び、業務にかかる経費は、別表2のとおりとする。

- 2 前号の派遣料、交通費及び経費は、依頼者が負担し、要約筆記者を利用する聴覚障害者等に負担させることはできない。
- 3 経費には、要約筆記者にかかる経費(入場料や参加費など)及び機材運搬費等が含まれるものとする。

(派遣料等の請求)

第14条 協会は依頼された業務の終了後、速やかに第13条に定める派遣料等の支払いを依頼者に請求する。

(派遣料等の支払い)

第15条 依頼者は、前条による請求があつた時から30日以内に、協会の指定する金融機関の口座へ、派遣料等の振り込みを行うものとする。

(派遣の辞退)

第16条 要約筆記者の派遣決定を受けたものは、業務実施予定日の前日(前日が協会営業日ではない場合は、その直近の営業日)の午後4時までに協会に申し出ること、これを辞退することができる。

- 2 前日の午後4時以降に辞退があつた場合は、第13条の別表に基づくキャンセル料を請求することとする。
- 3 業務実施予定日に辞退があつた場合は、第13条の予定拘束時間に基づく派遣料を請求することとする。また、要約筆記者の交通費やその他経費が発生した場合は、その実費分を併せて請求する。

(守秘義務)

第17条 要約筆記者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 要約筆記者は、協会への登録を解除した後も、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(業務倫理)

第18条 要約筆記者は業務にあたり、全国要約筆記問題研究会が定める要約筆記者の倫理綱領を遵守しなければならない。

(要約筆記の二次利用の禁止及び特例)

第19条 依頼者は、当該要約筆記者の業務を撮影するなどし、契約内容以外の目的で使用することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、協会が必要と認める場合、現地での業務以外に、要約筆記の映像等を配信または媒体に保存し、使用することができる。その場合の要件等は、依頼者と協議のうえ、別に定める。
- 3 前項の場合、第13条の規定にかかわらず、派遣料は協会が調整のうえ、別途定める。ただし、第13条の派遣料を下回ることはできない。

(定めのない事項)

第20条 前各条に定めのない事項については、協会及び依頼者が協議して決定するものとする。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 派遣の対象とする事項

事 項	内 容	派 遣 場 所
1 生命及び健康に関すること	・病気・出産 ・健康管理・その他	・病院・保健所 ・区福祉部等
2 権利に関すること	・証言・取調べ ・陳述・届出・その他	・区福祉部 ・裁判所 ・警察署・検察庁
3 教育・保育に関すること	・父兄会 ・その他	・学校 ・保育所等
4 職業に関すること	・就職・転職 ・勤務条件話し合い ・その他	・職業安定所 ・労働基準監督署 ・事業所等
5 住居に関すること	・借家(間) ・その他	・家主 ・公営住宅担当課等
6 人間関係に関すること	・冠婚葬祭 ・その他	・結婚式場 ・葬儀場
7 文化と教養に関すること	・講座・講演会・研修会 ・その他	・各会場
8 社会生活に関すること	・各種相談・諸契約 ・各種団体の集会 ・その他	・各相談所 ・各集会所等 ・その他
9 前項のほか、身障協会が必要と認めた場合		

別表2 料金表

(金額は全て税込み表記)

1. 派遣料

単価(1名あたり)	金額
1時間以内	3,000 円
以降 30 分ごと	1,000 円加算

2. 交通費

①原則は公共交通機関による往復実費分を請求する。

②交通事情や業務時間帯から公共交通機関での移動が難しい場合の移動経費は依頼者の負担とする。

3. その他費用

項目	金額
オンライン通信料	1回あたり 400 円
機材運搬料	運搬にかかる実費分
手書き要約筆記 消耗品費等 (ロール、用紙、ペン等)	1 回あたり 1000 円
PC 要約筆記 機材費	PC1台あたり 500 円

※その他かかる費用は協議のうえ決定する。

4. キャンセル料

前日※午後4時以降	1人あたり 3000 円
当日	予定派遣料全額 + 実費経費※

※「前日」が協会営業日外の場合は、直近の営業日を「前日」とする。

※「実費経費」には、発生した要約筆記者の交通費、機材運搬料等を含む。